

「補助金・交付金等の取扱い」について

補助金・交付金等については、以下の方針に基づき調整するものとする。

- (1) 両市町で同一、同種の補助金、交付金については、新市移行後、速やかに統一の方向で調整する。
- (2) 差異のある補助金、交付金については、統廃合を含め、他の施策への変更、段階的な削減及び適正な補助率の検討を行うものとする。